

ガラテヤ人への書

第一章

一 人よりに非ず、人に由るにも非ず、イエス・キリスト及び之を死人の中より甦へらせ給ひし父なる神に由りて使徒となれるパウロ、^(一) 及び我と偕にある凡ての兄弟、書をガラテヤの諸教會に贈る。^(二) 願くは、我らの父なる神および主イエス・キリストより賜ふ恩恵と平安と汝らに在らんことを。^(三) 主は我らの父なる神の御意に隨ひて、我らを今の惡しき世より救ひ出さんとて、^(四) 己が身を我らの罪のために與へたまへり。^(五) 願くは榮光、世々限りなく神にあらん事を、アアメン。

六 我は汝らが斯くも速かにキリストの恩恵をもて召し給ひし者より離れて異なる福音に移りゆくを怪しむ。七 此は福音と言ふべき者にあらず、ただ或る人々が汝らを擾してキリストの福音を變へんとするなり。八 されど我等にもせよ、天よりの御使にもせよ、我らの曾て宣傳へたる所に背きたる福音を汝らに宣傳ふる者あらば誑はるべし。九 われら前に言ひし如く、今また言はん、汝らの受けし所に背きたる福音を宣傳ふる者あらば、誑はるべし。

一〇 我いま人に喜ばれんとするか、或は神に喜ばれんとするか、抑もまた人を喜ばせんことを求むるか。もし我なほ人を喜ばせをらば、キリストの僕にあらじ。

イ加一・二一、二二 (彼後一・二) 二・三、三・二一、二三 (羅四・二〇) (羅一・一) 羅八・二八を見よ 夕徒一五・二四 加五 一・二五を見よ 加一 へ徒一六・六を見よ 又太二〇・二八を見よ テ(徒一六・六、一八) カ(後一・四) 加一 二・一〇、一一 (ナ(哥前二〇・三三)) 一・二五、二六 ト羅一・七を見よ 羅四・二五 哥前一 二三 加四・一三 三(三) ソ羅九・三を見よ ラ(撒前二・四) 一・二五、二六 二(二) 羅四・二〇 撒前一 五・三(加二・二〇) ワ加一・二五、五・八 ヨ(加二・四) ツ(徒一八・二三)

ウ 哥前二五・一 (羅二
 一・二六) 一二・一 加二・二) フ 太一五・二 可七・三
 二六) ク 徒二六・四、五 (西二・八) 徒九・二九—三二
 井 哥前九・八 ヤ 哥前一〇・三—二を見よ ユ 徒九・二を見よ
 ノ 加一・二 哥前一 一 二 加一・六を見よ エ 加一・六を見よ
 二二三を見よ マ 徒八・三 及び九・二 テ 加二・九 徒九・一五
 才 加一・二六 哥前二 一を見よ 一 徒九・二〇
 二一〇を見よ (哥後 ケ (徒二二・三) ア 徒九・二〇
 二二二・二七) シ (徒九・二六、二七) ス 羅一六・三を見よ
 水 哥後二・一三を見よ 二四—二六 提後
 四・七 來二二・二)

二 兄弟よ、われ汝らに示す、わが傳へたる福音は、人に由れるものにあらず。三 我は人より之を受けず、ま

三 た教へられず、唯イエス・キリストの黙示に由れるなり。三 我がユダヤ教に於ける曩の日の舉動は、なんぢら既

四 に聞けり、即ち烈しく神の教會を責め、かつ暴したり。二四 又わが國人のうち、我と同じ年輩なる多くの者にも勝

五 りてユダヤ教に進み、わが先祖たちの言傳に對して甚だ熱心なりき。二五 然れど母の胎を出でしより我を選び別

六 ち、その恩惠をもて召し給へる者、二六 御子を我が内に顯して其の福音を異邦人に宣傳へしむるを可しとし給へる

七 時、われ直ちに血肉と謀らず、二七 我より前に使徒となりし人々に逢はんとてエルサレムにも上らず、アラビヤに

出で往きて遂にまたダマスコに返れり。

一八 その後三年を歴てケバを尋ねんとエルサレムに上り、十五日の間かれと偕に留りしが、一九 主の兄弟ヤコブ

二〇 のほか孰の使徒にも逢はざりき。二〇 (茲に書きおくる事は、視よ神の前にて偽らざるなり) 二一 その後シリヤ、キリ

二二 キヤの地方に往けり。二三 キリストにあるユダヤの諸教會は我が顔をしらざりしかど、二三 ただ人々の「われらを前

二四 に責めし者、曾て暴したる信仰の道を今は傳ふ」といふを聞き、二四 わが事によりて神を崇めたり。

第二章

一 その後十四年を歴てバルナバと共に、テトスをも連れて、復エルサレムに上れり。二 我が上りし
 は黙示に因りてなり。斯て異邦人の中に宣ぶる福音を彼らに告げ、また名ある者どもに私かに告げ
 たり、これは我が走る事、又すでに走りしことの空しからざらん爲なり。三 而して我と偕なるギリシヤ人テト

四 スすら割禮を強ひられざりき。四これ私かに入りたる偽兄弟あるに囚りてなり。彼らの忍び入りたるは、我らが
 五 キリスト・イエスに在りて有てる自由を窺ひ、且われらを奴隷とせん爲なり。五然れど福音の眞理の汝らの中に
 六 留らんために、我ら一時も彼らに譲り従はざりき。六然るに、かの名ある者どもより——彼らは如何なる人なる
 七 にもせよ、我には關係なし、神は人の外面を取り給はず——實にかの名ある者どもは我に何を加はず、七反つ
 八 ペテロが割禮ある者に對する福音を委ねられたる如く、我が割禮なき者に對する福音を委ねられたるを認め、
 九 ハ（ペテロに能力を與へて割禮ある者の使徒となし給ひし者は、我にも異邦人のために能力を與へ給へり）九また
 十 我に賜りたる恩惠をさととりて、柱と思はるるヤコブ、ケパ、ヨハネは、交誼の印として我とバルナバとに握手せ
 一〇 り。これは我らが異邦人にゆき、彼らが割禮ある者に往かん爲なり。一〇唯その願ふところは我らが貧しき者を願
 一 みることなり、我も固より此の事を勵みて行へり。

二 然れどケパがアンテオケに來りしとき責むべき事のありしをもて、面前これと諍ひたり。三その故は或る
 人々のヤコブの許より來るまでは、かれ異邦人と共に食するに、かの人々の來りてよりは、割禮ある者ども
 三 を恐れ、退きて異邦人と別れたり。三他のユダヤ人も彼とともに偽行をなし、バルナバまでもその偽行に誘はれ
 四 ゆけり。四然れど我かれらが福音の眞理に循ひて正しく歩まざるを見て、會衆の前にてケパに言ふ「なんぢユダ
 ヤ人なるにユダヤ人の如くせず、異邦人のごとく生活せば、何ぞ強ひて異邦人をユダヤ人の如くならしめんとす

イ(徒一六・三 哥前九 二加五・二、一三 一・五、一三、一 撒前二・四 提前二 三三) 二二(哥前九) 三(三) 三二(一) 三三(一) 三六(一) 三九(一) 四一(一) 四二(一) 四三(一) 四四(一) 四五(一) 四六(一) 四七(一) 四八(一) 四九(一) 五〇(一) 五一(一) 五二(一) 五三(一) 五四(一) 五五(一) 五六(一) 五七(一) 五八(一) 五九(一) 六〇(一) 六一(一) 六二(一) 六三(一) 六四(一) 六五(一) 六六(一) 六七(一) 六八(一) 六九(一) 七〇(一) 七一(一) 七二(一) 七三(一) 七四(一) 七五(一) 七六(一) 七七(一) 七八(一) 七九(一) 八〇(一) 八一(一) 八二(一) 八三(一) 八四(一) 八五(一) 八六(一) 八七(一) 八八(一) 八九(一) 九〇(一) 九一(一) 九二(一) 九三(一) 九四(一) 九五(一) 九六(一) 九七(一) 九八(一) 九九(一) 一〇〇(一)

ノ腓三・四、五 ヤ羅九・三〇を見よ
 オ母前一五・一八 路 マ羅三・二〇
 二四・七 哥前六・一 (詩一四三・二)
 ク加三・一、二、四 徒 ケ(加二・一五) エ羅六・六を見よ
 一三・三九を見よ フ加三・二一 路二〇 (西二・二〇) サ(加一・四)
 ・一六を見よ
 コ羅七・四を見よ 羅 腓一・二一 西三・四
 六・二 哥前九・二〇 (約一・二六)
 エ羅六・六を見よ ア羅八・三七を見よ
 (西二・二〇) サ(加一・四)
 テ羅八・一〇を見よ
 腓一・二一 西三・四
 ユ加三・二一
 ヌ(加一・二)
 シ加三・一四を見よ
 (來六・四)
 エ加三・五 (羅一〇・一七)
 七 哥前一二・一〇
 ス加三・二を見よ
 イ羅四・三を見よ
 創一五・六

一五 るか』^(一)我らは生來のユダヤ人にして罪人なる異邦人にあらざれども、^(二)人の義とせらるるは律法の行爲に由ら

ず、唯キリスト・イエスを信ずる信仰に由るを知りて、キリスト・イエスを信じたり。これ律法の行爲に由らず、

キリストを信ずる信仰に由りて義とせられん爲なり。律法の行爲によりては義とせらるる者、一人だになし。

一七 若しキリストに在りて義とせられんことを求めて、なほ罪人と認められなば、キリストは罪の役者なるか、

一八 決して然らず。我もし前に毀ちしものを再び建てなば、己みづから犯罪者たるを表す。一九 我は神に生きんため

二〇 に、律法によりて律法に死にたり。二〇 我キリストと偕に十字架につけられたり。最早われ生くるにあらず、キリ

スト我が内に在りて生くるなり。今われ肉體に在りて生くるは、我を愛して我がために己が身を捨て給ひし神の

二二 子を信ずるに由りて生くるなり。三二 我は神の恩恵を空しくせず、もし義とせらるること律法に由らば、キリスト

の死に給へるは徒然なり。

第三章

一 愚なる哉、ガラテヤ人よ、十字架につけられ給ひしままなるイエス・キリスト、汝らの眼前に顯

二 されたるに、誰が汝らを誑かししぞ。三 我は汝等より唯この事を聞かんと欲す。汝らが御靈を受け

三 しは律法の行爲に由るか、聽きて信じたるに由るか。四 汝らは斯くも愚なるか、御靈によりて始りしに、今肉に

五 よりて全うせらるるか。四 斯程まで多くの苦難を受けしことは徒然なるか、徒然にはあるまじ。五 然らば汝らに

六 御靈を賜ひて汝らの中に能力ある業を行ひ給へるは、律法の行爲に由るか、聽きて信ずるに由るか。六 録して

『アブラハム神を信じ、その信仰を義とせられたり』とあるが如し。

ハ七 七されば知れ、信仰に由る者は、是アブラハムの子なるを。ハ聖書は神が異邦人を信仰に由りて義とし給ふ

ことを知りて、預じめ福音をアブラハムに傳へて言ふ『なんぢに由りて、もろもろの國人は祝福せられん』と。

一〇九 九この故に信仰による者は、信仰ありしアブラハムと共に祝福せらる。一〇されど凡て律法の行爲による者は詛の

二 下にあり。録して『律法の書に記されたる凡ての事を常に行はぬ者はみな詛はるべし』とあればなり。二律法に

三 由りて神の前に義とせらるる事なきは明かなり『義人は信仰によりて生くべし』とあればなり。三律法は信仰に

三 由るにあらず、反つて『律法を行ふ者は之に由りて生くべし』と云へり。三キリストは我等のために詛はるる者

となりて律法の詛より我らを贖ひ出し給へり。録して『木に懸けらるる者は凡て詛はるべし』と云へばなり。

一四 一四これアブラハムの受けたる祝福のイエス・キリストによりて異邦人におよび、且われらが信仰に由りて約束の

御靈を受けん爲なり。

一五 一五兄弟よ、われ人の事を藉りて言はん、人の契約すら既に定むれば、之を廢し、また加ふる者なし。一六かの

約束はアブラハムと其の裔とに與へ給ひし者なり、多くの者を指すごとく『裔々に』とは云はず、一人を指すご

とく『なんぢの裔に』と云へり、これ即ちキリストなり。一七 然れば我いはん、神の預じめ定め給ひし契約は、そ

の後四百三十年を歴て起りし律法に廢せらるることなく、その約束も空しくせらるる事なし。一八もし嗣業を受く

ること律法に由らば、もはや約束には由らず、然るに神は約束に由りて之をアブラハムに賜ひたり。一九 然れば

律法は何のためぞ。これ罪の爲に加へ給ひしものにて、御使たちを経て中保の手によりて立てられ、約束を與へ

イ加三・一九 ホ申二七・二六 一三、一六、九・四 徒七・六
ロ路一九・九を見よ へ雅一・二七 五 一三、一五、一七 木羅四・一四
(加六・一六) ト加二・一六 又加四・五 七加三・二 徒二・三三 ヨ羅三・五を見よ 八(徒三・二五) ナ加三・二九(來六)
ハ創二・二三 手哈二・四 羅一・一七 ル申二・二三(徒五) を見よ 弗一・一三 タ(來六・一六) ツ出二・四〇 一四
ニ加三・七 に見よ 三〇(カ加六・二八を見よ) レ(路一・五五 羅四・ 創一五・一三、一四) ラ羅五・二〇

井加三・二六
ノ提前二・五 (來八・
六、九・一五、一二
・二四)
オ加二・二七を見よ
ク加二・二二
ヤ羅二・三二を見よ
マ羅二・三二を見よ
ケ加二・二六を見よ
フ哥前四・一五
コ加三・二八、四・一
四、五、六、二四羅
八・一を見よ、弗一
・二、腓一・二西一
・四 提前一・一、二
提後一・一 多一・
四等 ア羅一三・一四を見よ
エ加四・五 羅八・一四
サ哥前一・二、一三を見
よ
テ太二八・一九を見よ
キ提前六・二 (約一七
シ加四・九 西二・八、
セ (路二・二一、二二、
二〇 (來五・一二)
二二〇 (來五・一二)
エ加四・八、九
七可一・一五を見よ
モ (約一・一四 羅一・
三、八・三)
ス加三・二六を見よ
イ徒一六・七を見よ
羅八・九 哥後三・
一七
口可一四・三六を見よ

二〇 られたる裔の來らん時にまで及ぶなり。二〇 (中保は一方のみの者にあらず、然れど神は唯一に在せり) 二一 然らば

律法は神の約束に悖るか、決して然らず。もし人を生かすべき律法を與へられたらんに、實に義とせらるるは

律法に由りしならん。二三 然れど聖書は凡ての者を罪の下に閉ぢ籠めたり。これ信する者のイエス・キリストに對

する信仰に由れる約束を與へられん爲なり。

二三 信仰の出來らぬ前は、われら律法の下に守られて、後に顯れんとする信仰の時まで閉ぢ籠められたり。

二四 斯く信仰によりて我らの義とせられん爲に、律法は我らをキリストに導く守役となれり。二五 されど信仰の出來

りし後は、我等もはや守役の下に居らず。二六 汝らは信仰によりキリスト・イエスに在りて、みな神の子たり。

二七 凡そバプテスマに由りてキリストに合ひし汝らは、キリストを衣たるなり。二八 今はユダヤ人もギリシヤ人もな

く、奴隷も自主もなく、男も女もなし、汝らは皆キリスト・イエスに在りて一體なり。二九 汝等もしキリストのも

のならば、アブラハムの裔にして約束に循へる世嗣たるなり。

第四章

一 われ言ふ、世嗣は全業の主なれども、成人とならぬ間は僕と異なることなく、二 父の定めし時の

三 至るまでは後見者と家令との下にあり。三 斯のごとく我らも成人とならぬほどは、世の小學の下に

四 ありて僕たりしなり。四 然れど時満つるに及びては、神その御子を遣し、これを女より生れしめ、律法の下に生

六 五 れしめ給へり。五 これ律法の下にある者をあがなひ、我等をして子たることを得しめん爲なり。六 斯く汝ら神の

七 子たる故に、神は御子の御靈を我らの心に遣して『アバ、父』と呼ばしめ給ふ。七 然れば最早なんぢは僕にあら

ず、子たるなり、既に子たらば亦神に由りて世嗣たるなり。

九八 然れど汝ら神を知らざりし時は、その實神にあらざる神々に事へたり。九今は神を知り、寧ろ神に知られ

一〇 たるに、何ぞ復かの弱くして賤しき小學に還りて、再びその僕たらんと爲るか。一〇汝らは日と月と季節と年とを

二 守る。二我は汝らの爲に働きし事の或は無益にならんことを恐る。

二三 兄弟よ、我なんぢらに請ふ、われ汝等のごとく成りたれば、汝ら我がごとく成れ。汝ら何事にも我を害ひ

一四 することなし。二三わが初め汝らに福音を傳へしは、肉體の弱かりし故なるを汝ら知る。一四わが肉體に汝らの試練と

なる者ありたれど汝ら之を卑しめず、又きはす、反つて我を神の使の如く、キリスト・イエスの如く迎へたり。

一五 汝らの其の時の幸福はいま何處に在るか。我なんぢらに就きて證す、もし爲し得べくば己が目を抉りて我に與

一七 へんとまで思ひしを。一六然るに我なんぢらに眞を言ふによりて仇となりたるか。一七かの人々の汝らに熱心なるは

一八 善き心にあらず、汝らを我らより離して己らに熱心ならしめんとてなり。一八善き心より熱心に慕はるるは、常に

一九 我が汝らと偕にをる時のみならず、何時にても宜しき事なり。一九わが幼兒よ、汝らの衷にキリストの形成るまで

二〇 は、我ふたたび産の苦痛をなす。二〇今なんぢらに到りて我が聲を易へんことを願ふ、汝らに就きて惑へばなり。

二三 律法の下にあらんと願ふ者よ、我にいへ、汝ら律法をきかぬか。二三即ちアブラハムに子二人あり、一人は

二三 婢女より、一人は自主の女より生れたりと録されたり。二三婢女よりの子は肉によりて生れ、自主の女よりの子は

二四 約束による。二四この中に譬あり、二人の女は二つの契約なり、その一つはシナイ山より出でて、奴隷たる子を生

イ羅八・二七を見よ 七・一九耶二・二一 へ加四・三を見よ 加四・二八、三一 二・一三
ロ哥前二・二一 撒前 哥前八・四、五 ト羅一四・五 西二・ 又(哥後六・ 一一、一) ワ歴五・一〇 ソ哥後四・八 七を見よ
四・五 撒後一・八 (哥前一〇・二〇) 一六 三(加四・一三、一四) カ(加四・一三、一四) ツ(路一六・二九) ム加四・二八 創一七 井加四・三
(弗二・一二) 二(哥前八・三を見よ) チ腓二・二六 ル加三・二六を見よ ヨ約壹二・一を見よ 木創一六・二五 〇以下 二・一以下
ハ代下一三・九 賽三 ホ西二・二〇 リ加六・一八を見よ ナ(太一〇・四〇) 撒前 夕弗四・一三 ナ創二・二

ノ来一二・二二・三三・四四・五五・六六・七七・八八・九九・一〇一〇
 一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇
 十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十
 二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十
 三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十
 四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十
 五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十
 六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十
 七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十
 八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十
 九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・一〇〇

二五 此のハガルはアラビヤに在るシナイ山にして今のエルサレムに當る。エルサレムはその
 二六 子らとともに奴隷たるなり。然れど上なるエルサレムは、自主にして我らの母なり。二七 録していふ『石女にし
 て産まぬものよ、喜べ。産の苦痛せぬ者よ、聲をあげて呼はれ。獨住の女の子は多し、夫ある者の子よりも多し』
 二八 とあり。兄弟よ、なんぢらはイサクのごとく約束の子なり。然るに其の時、肉によりて生れし者、御靈に
 三〇 よりて生れし者を責めしごとく今なほ然り。されど聖書は何と云へるか『婢女とその子とを逐ひいだせ、婢女
 三一 の子は自主の女の子と共に業を嗣ぐべからず』とあり。されば兄弟よ、われらは婢女の子ならず、自主の女の
 子なり。

第五章

一 キリストは自由を得させん爲に我らを釋き放ちたまへり。然れば堅く立ちて再び奴隷の轆に繋がるな。

二 視よ我パウロ汝らに言ふ、もし割禮を受けば、キリストは汝らに益なし。又さらに凡て割禮を受くる人
 三 に證す、かれは律法の全體を行ふべき負債あり。律法に由りて義とせられんと思ふ汝らは、キリストより離れ
 四 たり、恩恵より墮ちたり。我らは御靈により、信仰によりて希望をいだき、義とせらるることを待てるなり。
 五 キリスト・イエスに在りては割禮を受くるも割禮を受けぬも益なく、ただ愛に由りてはたらく信仰のみ益あ
 六 り。なんぢら前には善く走りたるに、誰が汝らの眞理に従ふを阻みしか。斯る勸は汝らを召したまふ者より
 七 出づるにあらず。少しのパン種は粉の團塊をみな膨れしむ。われ汝らに就きては、その聊かも異念を懐かぬ

二 ことを主によりて信ず。されど汝らを擾す者は、誰にもあれ、審判を受けん。二兄弟よ、我もし今も割禮を宣傳
 三 へば、何ぞなほ迫害せられんや。もし然せば十字架の顛蹟も止みしならん。三願くは汝らを亂す者どもの自己を
 不具にせんことを。

三 兄弟よ、汝らの召されたるは自由を與へられん爲なり。ただ其の自由を肉に従ふ機會となさず、反つて
 四 愛をもて互に事へよ、四それ律法の全體は『おのれの如く、なんちの隣を愛すべし』との一言にて全うせらるる
 五 なり。五心せよ、若し互に咬み食はば相共に亡されん。

六 我いふ、御靈によりて歩め、さらば肉の慾を遂げざるべし。七肉の望むところは御靈にさからひ、御靈の
 八 望むところは肉にさからひて互に相戻ればなり。これ汝らの欲する所をなし得ざらしめん爲なり。八汝等もし
 九 御靈に導かれなば、律法の下にあらじ。九それ肉の行爲はあらはなり。即ち淫行・汚穢・好色・偶像崇拜・

二 呪術 怨恨・紛争・嫉妬・憤恚・徒黨・分離・異端・猜忌・醉酒・宴樂などの如し。我すでに警めたること
 三 く、今また警む。斯ることを行ふ者は神の國を嗣ぐことなし。三然れど御靈の果は愛・喜悅・平和・寛容・仁慈・
 四 善良・忠信・柔和・節制なり。斯るものを禁ずる律法はあらず。四キリスト・イエスに屬する者は肉ととも
 五 に其の情と慾とを十字架につけたり。

五 もし我ら御靈に由りて生きなば、御靈に由りて歩むべし。六互に挑み、互に妬みて、虚しき譽を求むること

- イ 哥後二・三を見よ
- ロ 加一・七を見よ
- ハ (加四・二九、六・一)
- ニ 哥前二・二三 羅九
- 三 加五・一〇 (加三・
- 四) 申二・三
- ト 加五・二を見よ
- チ 哥前八・九を見よ
- リ 哥前九・一九を見よ
- 弗五・二二
- ワ 羅八・四を見よ
- カ 弗二・三 羅一三・
- 九、一〇
- タ 太一五・一九
- チ 羅一三・二三
- ネ 哥前六・九、一八を
- キ 羅一三・一三
- ノ 哥前六・九を見よ
- オ 弗五・九 (太七・一
- 六以下 羅六・二二)
- ク 哥前一三・四 (羅五
- 見よ
- コ 羅六・六を見よ
- エ 加五・一六
- カ 羅三・三
- チ 腓二・三

ア加六・二八 及び 一九・二〇) モ(腓一・二六) 二伯四・八 何八・七 五・五八 哥後四・ 加一・二二
 撒前四・一を見よ ミ(羅一五・二) セ(彼九・二二 哥前三 ホ哥前一五・四二を見よ 一) ル弗二・一九 (來三・ 力徒一五・一
 一 雅五・一九を見よ シ(哥前九・二二を見よ 八) ス提後四・二を見よ へ雅三・一八 (羅八・ 七・八) 六 彼前二・五、四 ヨ(加五・二一)
 二 哥前二・一五を見よ エ(哥前三・一八を見よ 一) イ(哥前六・九を見よ 一一) リ(彼三・二七 (約一二 一) 二七) 夕(羅二・二五 四)
 ユ(哥前四・二二を見よ (徒五・三六) ト(伯一三・九) 二(撒後三・二三 來一 三五) 一) ヲ(哥前一六・二二)を見よ レ(腓三・三) 三
 ヌ(哥後二・七 撒後 一) ヲ(哥前一・二八を見よ 八) 二(撒後三・二三 來一 三五) 一) ヲ(哥前一六・二二)を見よ ツ(腓三・三) 四)
 三・一五 雅五・ 一) 二(撒後三・二三 來一 三五) 一) ヲ(哥前一六・二二)を見よ ヲ(加五・六 (腓三・三) 四)

とを爲す。

第六章

一 兄弟よ、もし人の罪を認むることあらば、御靈に感じたる者、柔和なる心をもて之を正すべし、
 且おのおの自ら省みよ、恐らくは己も誘はるる事あらん。ニなんぢら互に重を負へ、而してキリス
 トの律法を全うせよ。三 人もし有ること無くして自ら有りとせば、是みづから欺くなり。四 各自おのが行爲を
 驗し見よ、さらば誇るところは、他にあらで、ただ己にあらん。五 各自おのが荷を負ふべければなり。

六 御言を教へらるる人は教ふる人と凡ての善き物を共にせよ。七 自ら欺くな、神は侮るべき者にあらず、
 人の播く所は、その刈る所とならん。八 己が肉のために播く者は肉によりて滅亡を刈りとり、御靈のために播く
 者は御靈によりて永遠の生命を刈りとらん。九 われら善をなすに倦まされ、もし撻まずば、時いたりて刈り取る
 べし。一〇 この故に機に隨ひて、凡ての人、殊に信仰の家族に善をおこなへ。

二 視よ、われ手づから如何に大なる文字にて汝らに書き贈るかを。三 凡そ肉において美しき外觀をなさんと
 欲する者は、汝らに割禮を強ふ。これ唯キリストの十字架の故によりて責められざらん爲のみ。三 是は割禮をう
 くる者すら自ら律法を守らず、而も汝らに割禮をうけしめんと欲するは、汝らの肉につきて誇らんが爲なり
 一四 然れど我には我らの主イエス・キリストの十字架のほかに誇る所あらざれ。之によりて世は我に對して十字架に
 つけられたり、我が世に對するも亦然り。一五 それ割禮を受くるも受けぬも、共に數ふるに足らず、ただ貴きは

一六 新あらたに造つくらるる事ことなり。一六 此この法のりに循したがひて歩あゆむ凡すべての者ものの上うえに、神かみのイスラエルの上うえに、平へい安あんと憐あは憫れみとあれ。

一七 今いまよりのち誰たれも我われを煩わづらはすな、我われはイエスの印しるしを身みに佩おびたるなり。

一八 兄弟きょうだいよ、願ねがはは我われらの主しゅイエス・キリストの恩めぐみ、なんぢらの靈れいとともに在あらんことを、アマメン。

ガラテヤ人びとへの書ふみ をはり

イ 哥後五・一七を見よ	ハ 羅九・六を見よ	一六	ト 羅一六・二〇を見よ
(弗二・一〇、一五)	(加三・七、二九)	へ 加三・一五、四・一	チ 提後四・二二を見よ
四・二四 西三・一	ニ 哥後四・一〇、一一	・二二、二八、三一 羅一	
〇	・二三	・二三 及び徒一・	
ロ 腓三・一六	ホ 結九・四 歐二三・	一五を見よ	